

2021年9月10日

株 主 各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ リ ー ン ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 木 雄 哉
(コード 6547 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 伊 藤 浩 也
(TEL. 059-351-5593)

招集通知記載事項の一部訂正について

2021年9月6日付で株主の皆様へ郵送いたしました当社「第58回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部に修正すべき箇所がありましたので、お詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】（ 下線で表示しております。）

第1号議案 定款一部変更の件（6～24ページ中の16ページ）

（金銭を対価とする償還請求権）第11条の13

<訂正前>

現行定款	定款変更案
第5条 ～第11条の12 （省略）	第5条 ～第11条の12 （省略）
(新設)	(金銭を対価とする償還請求権) 第11条の13 B種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「B種償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種優先株式および同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種優先株式および取得請求権が行使されたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式およびA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、B種償還請求が行われなかったものとみなす。 (以下省略)

<訂正後>

現行定款	定款変更案
<p>第5条 ～第11条の12 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条 ～第11条の12 (省略)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の13 B種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「B種償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種優先株式および同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種優先株式および取得請求権が行使されたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種優先株式およびA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、B種償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>(以下省略)</p>

以上